

各団体  
代表者 殿

神奈川県労働局雇用環境・均等部長

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の周知について  
(協力依頼)

日頃から労働行政の運営につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、多様な業種でフリーランスとして働く方が増え、社会経済に様々なメリットがある一方で、フリーランスの方々に関わるトラブルの増加が問題となっております。

これを受け、令和 5 年 5 月 12 日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が公布され、本年 11 月 1 日に施行されます。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、貴団体の会員への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴団体で発行している広報誌等にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関する情報・記事を掲載していただく場合には、別添の周知広報用原稿例を参考にさせていただきますとともに、お手数ですが、掲載した広報誌等を以下の担当へ 1 部ご提供いただけますと幸甚に存じます。

また、貴団体において、会員の方に同法に対する理解を深めていただくため、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する説明会を開催される際には、当局の職員を講師として派遣させていただきます。講師の派遣をご希望の場合は、以下の担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、同法に関し、就業環境の整備に関する事項についてご不明点等ございましたら以下の担当へ、取引適正化に関する事項については別紙の公正取引委員会または中小企業庁へお問い合わせください。

【 連絡先 】 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

担当 : 岩楯<sup>いわだて</sup>、滝田<sup>たきた</sup>、山路<sup>やまじ</sup>

[所在地] 〒231-8434

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

横浜第二合同庁舎 13 階

[電話] 045-211-7380

【取引の適正化に関する事項についてのお問い合わせ先】

→ 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 3 項

1、公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 フリーランス取引適正化室

（管轄区域：神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、  
山梨県、長野県）

〈所在地〉 〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟

〈電話番号〉 0 3 - 3 5 8 1 - 5 4 7 9（直通）

2、中小企業庁

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課

（管轄区域：神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、  
山梨県、長野県、静岡県）

〈所在地〉 〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

〈電話番号〉 0 4 8 - 6 0 0 - 0 3 2 5（直通）